

1. 輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ

東京電力福島第一原発事故に起因する風評被害を防ぎ、被災地産品の輸出を促進するため、我が国産品の安全確保の措置（我が国の検査基準・体制や出荷制限等）等の情報を迅速かつ正確に各国・地域に提供し、輸入規制の緩和・撤廃を粘り強く働きかけている。

- (1) 各国・地域の要人等との会談において、首脳・閣僚等ハイレベルで規制の緩和・撤廃を申し入れ。
- (2) 各国・地域の事情に応じ、在外公館から情報発信及び先方政府当局に対し申し入れを実施。
- (3) 外国の輸入規制当局者を招へいし、関係省庁との意見交換や福島県の視察等を実施。（H28年度補正）
- (4) 風評被害払拭や復興状況の対日理解促進のため、PR事業や招へい事業等を実施。

- ✓ 在外公館文化事業にて東北地方の文化紹介、ドキュメンタリー映画上映等を計16件実施（H28年度実績）
- ✓ 各国・地域の事情に応じ、原発事故に関するQ&Aやアニメーション動画を作成し、HP等で発信（H28,29年度）
- ✓ 日本事情発信資料の作成・発信（海外向けグラフィック誌（20万部、7言語）で被災地の復興を感じさせる東北の話題（三陸鉄道全線復旧等）を制作、「東北から笑顔を」と題するビデオ映像資料（7言語）を「Web Japan」ホームページに掲載）
- ✓ 海外報道関係者の招へいプログラムを実施：26名（H28年度）、5名（H29年度5月時点）
- ✓ 在京外国プレス向けのプレスツアーを実施：10社13名（H28年度）、8社10名（H29年5月時点）
- ✓ 在京外交団を対象としたスタディーツアーを開催し、復興の様子や食品の安全性をPR。（H28,29年度）



（H29年度実施スタディーツアー）

2. 成果と今後の取組

- (1) これまでに計23か国が規制を撤廃。米国、EU、シンガポール、UAE等計53か国で規制緩和が実現。
- (2) 依然として7か国・地域が輸入停止を含む規制を継続。51か国・地域では、証明書提出等の限定的な規制が維持されている。
- (3) 今後も、ハイレベルの往来を活用するとともに、本省と在外公館の間で緊密に連携し、粘り強く規制緩和・撤廃に向けた働きかけを継続する。

FAO事務局長訪日(5月9~12日):福島産食品の安全性を発信、復興を支援

ふくしまスイーツ賞味会（外務省主催）

参加者

- グラツィアーノFAO事務局長
- 菊浦外務副大臣
- 長沢復興副大臣
- 矢倉農林水産大臣政務官
- 小林福島市長
- 石本福島県農林水産部
食産業振興監

在京外交団17大使館
(輸入停止等の規制措置
をとっている国を含む)

報道関係14社、国際機関7機関、NGO、
民間企業、一流の料理人20名超など
約150名が参加。

福島市産果物を使ったスイーツを賞味



グラツィアーノFAO事務局長

“この困難な状況に直面して、日本政府は非常に協力的で非常に透明性がある…(福島産食品に関し)現時点では、その食品安全性に懸念を示す如何なる理由も見当たらない…
モニタリングシステムも整っており、国際的なプロトコルが遵守されている”



イベントに協力いただいた中村勝宏シェフが、
国谷裕子氏と共にFAO親善大使に任命→

県産果物 おいしさPR

外務省賞味会 スイーツなど提供



シルバ事務局長絶賛
ツイート・リツイートも多数

不安全？国際農糧組織総幹事大口吃福島食品
他這樣說

2011年5月12日 19:15聯合ニュース/共同通信
聯合國農糧組織總幹事 (Food and Agriculture Organization, FAO) 總幹事
José Graziano da Silva 10日出席在福島縣磐城市開幕的木下元信广一
島善浩子作成的歡迎、公開福島農作物研討會，他表示，經過每個月六次
之，如今已沒有福島農作物受到輻射污染的證據，通過將三次。

③
联合国粮农组织总干事:福岛农产品“安全无虞”
2011年05月11日 13:45 中国新闻网

原标题：聯合國粮农组织总干事：福岛农产物“安全无虞”

中新網5月11日電 據日本報道，本月10日，日本福島核事故後，圭亞那
福島農戶和農業組織(FAO)的總幹事葛拉齊亞諾在東京舉行的一場活動上表示，现阶段检测不到福島農產品在安全方面存在
的問題。

(参考)FAOは国際原子力機関(IAEA)と
共同で、日本政府が提供した福島産食
品データを分析し、公表している。

岸田外務大臣表敬



グラツィアーノFAO事務局長

“福島産食品の安全性には
何ら懸念をもつ必要がない”
“未だ輸入規制措置をとっ
いる国に対しても、この点を
明確にしていきたい”

ただ「安全」だけでなく、
「おいしい」、「極上の味」である
ことをアピール(参集した一流
パティシエや料理人の無償の貢
献により実現)

=福島産食品の国際的な
名誉回復を実現

東京電力福島第一原発事故を受けた諸外国・地域の輸入規制(緩和・撤廃の動向)

撤廃年月	国名	緩和年月	国・地域名	緩和の主な内容	平成29年 7月現在
2011年 6月	カナダ	2014年 6月	シンガポール	・輸入停止(福島県)→産地証明書添付で輸入可能(福島県の一部除く) ・検査証明書の対象地域及び対象品目が縮小(8都県→3県)	
6月	ミャンマー	11月	サウジアラビア	・輸入停止(12都県の全食品)→検査証明書等添付で輸入可能(47都道府県)	
7月	セルビア	12月	バーレーン	・検査報告書(47都道府県)→輸出実績証明書で輸入可能	
9月	チリ	12月	米国	・検査報告書(3県)の対象品目が縮小	
2012年 1月	メキシコ	12月	オマーン	・検査報告書(47都道府県)→輸出実績証明書で輸入可能	
4月	ペルー	2015年 2月	ブルネイ	・輸入停止(福島県)→検査証明書添付で輸入可能(一部品目を除く) ・検査証明書(福島県以外)→産地証明書(福島県以外)	
6月	ギニア	3, 4, 5, 8月	米国	・日本で出荷制限措置が解除された品目について、順次輸入停止を解除	
7月	ニュージーランド	7月	ロシア	・輸入停止(8県の水産物)→青森県を解除(検査証明書添付で輸入可能)	
8月	コロンビア	2016年 1月	EU加盟28か国	・検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小 (福島県の野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等を検査証明対象から除外等)	
2013年 3月	マレーシア	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 12月	米国	・日本で出荷制限措置が解除された品目について、順次輸入停止を解除	
4月	エクアドル	2月	スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン	・2016年1月のEUの規制緩和に準じた規制緩和を実施	
9月	ベトナム	3月	エジプト	・検査証明書の対象地域・品目を変更(11都県の全ての食品・飼料→7県の水産物)	
2014年 1月	イラク	6月	ブルネイ	・輸入停止(福島県の食肉、野菜、果物、水産物、牛乳・乳製品) →検査証明書添付で輸入可能(福島県の全食品が検査証明書の対象に)	
1月	豪州	6月, 9月	仮領ポリネシア	・2016年1月のEUの改正内容と同様の改正を実施(9月)	
2015年 5月	タイ ※一部野生動物肉除く	7月	イスラエル	・輸入時サンプル検査の対象県及び対象品目が縮小	
11月	ボリビア	7月	カタール	・検査報告書(47都道府県)→輸入時サンプル検査	
2016年 2月	インド	10月	ニューカレドニア	・輸入停止(12都県産の全食品・飼料)→解除(野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等について証明の添付も不要に)	
5月	クウェート	11月	UAE	・検査証明書の対象地域が縮小(15県→5県)	
8月	ネパール	2017年3月	レバノン	・出荷制限品目の輸入停止が解除(47都道府県の全ての食品・飼料について放射性物質検査報告書の添付で輸出可に)	
12月	イラン	4月	ロシア	・青森県所在施設での水産物について、検査証明書及び動物衛生証明書の添付が不要に	3
12月	モーリシャス				
2017年 4月	カタール				
4月	ウクライナ				
	(計23か国)				

東京電力福島第一原発事故を受けた諸外国・地域の輸入規制(現状)

平成29年
7月現在

カテゴリー	アジア大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	計
輸入停止を含む規制	韓国 台湾 中国 香港 マカオ <u>シンガポール</u>			<u>ロシア</u>			7か国・地域
	6か国・地域			1か国			
限定規制 (条件付きで 輸出可) (*1)	フィリピン(*1) <u>インドネシア</u> <u>ニューカレドニア</u> <u>仏領ポリネシア</u> <u>ブルネイ</u> パキスタン	米国(*1)	<u>ブラジル</u> <u>アルゼンチン</u>	EU28か国(*2) <u>アイスランド</u> <u>スイス</u> <u>ノルウェー</u> <u>リヒテンシュタイン</u>	<u>ア首連</u> <u>オマーン</u> <u>サウジアラビア</u> <u>バーレーン</u> <u>レバノン</u> <u>イスラエル</u> トルコ	<u>エジプト</u> <u>モロッコ</u> <u>コンゴ(民)</u>	51か国・地域
	6か国・地域	1か国	2か国	32か国	7か国	3か国	
規制撤廃	ミャンマー(H23.6) ニュージーランド(H24.7) マレーシア(H25.3) ベトナム(H25.9) 豪州(H26.1) タイ(H27.5)(*3) インド(H28.2) ネパール(H28.8)	カナダ(H23.6)	チリ(H23.9) メキシコ(H24.1) ペルー(H24.4) コロンビア(H24.8) エクアドル(H25.4) ボリビア(H27.11)	セルビア(H23.7) ウクライナ(H29.4)	イラク(H26.1) クウェート(H28.5) イラン(H28.12) カタール(H29.4)	ギニア(H24.6) モーリシャス(H28.12)	23か国
	8か国	1か国	6か国	2か国	4か国	2か国	

(* 1) 輸入停止を含まないが証明書要求等の措置を講じている国・地域を「限定規制」と分類している(ただし、フィリピン、米国の2か国については、輸入停止を含む措置が含まれているが、対象品目は日本の出荷制限品目を基準としているため、「限定規制」に分類。)。なお、各カテゴリーの中でも規制の内容や対象地域・品目は国・地域ごとに異なる。

(* 2) EUは、EU加盟28か国で同一の規制が課されている。

(* 3) タイは野生動物(イノシシ、ヤマドリ、シカ)の肉を除いて規制を撤廃。

(* 4) 下線を引いている国・地域は、震災後に一定の規制緩和が実現したことのある国・地域。

(参考: 各国の輸入規制の国際法上の根拠)

WTOの衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)上、各加盟国は、科学的な原則に基づき、人の生命又は健康等を保護するために必要な措置をとることができる。国際的な基準等に基づいて措置を取るのが原則とされているが、科学的に正当な理由がある場合等には、国際的な基準より厳しい措置を取ることも可能とされている。